

県土整備局建築工事設計業務等積算基準

1. 目的

この基準は、神奈川県県土整備局発注の建築物及びその附帯施設（以下「県土整備局発注建築物等」という。）に係る設計業務等（建築工事、建築設備工事及びこれらに付随する外構工事、緑化工事の設計、工事監理又は耐震診断に関する業務をいう。以下同じ。）を委託に付する場合において、予定価格のもととなる業務内訳書に計上すべき当該業務委託料（以下「設計業務等委託料」という。）の積算の標準的な方法について、令和6年国土交通省告示第8号及び平成27年国土交通省告示第670号の考え方に基づき必要な事項を定め、もって設計業務等委託料の適正な積算に資することを目的とする。

2. 適用範囲

- (1) この基準は、県土整備局発注建築物等に係る設計業務等に適用する。
- (2) この基準とは別に定めがある場合（団地の全体計画、下水道処理施設に係る建築物等）は、この基準は適用しない。
- (3) 山間へき地等の地理条件が特異な場合などにおいては、この基準を実情に応じて補正できるものとする。
- (4) 一般的な建築物からかけ離れたものについては、この基準は適用しない。

3. 設計業務等委託料

3. 1 設計業務等委託料の構成

設計業務等委託料の構成は以下のとおりとする。



3. 2 設計業務等委託料を構成する費用の内容

(1) 直接人件費

直接人件費は、設計業務等に直接従事する者のそれについての当該業務に関して必要となる給与、諸手当、賞与、退職給与、法定保険料等の入件費の1時間当たりの額に当該業務に従事する延べ時間数を乗じて得た額の総和とする。

(2) 諸経費

諸経費は、設計業務等の履行にあたって通常必要となる直接人件費以外の経費であって直接経費と間接経費で構成される。

直接経費は、印刷製本費、複写費、交通費等設計業務等に関して直接必要となる費用（特別経費を除く。）の合計額とする。

間接経費は、建築士事務所を管理運営していくために必要な人件費、研究調査費、研修費、減価償却費、通信費、消耗品費等の費用（直接人件費、特別経費及び直接経費を除く。）のうち、当該業務に関して必要となる費用の合計額とする。

(3) 技術料等経費

技術料等経費は、設計業務等において発揮される技術力、創造力等の対価として支払われる費用とする。

(4) 特別経費

特別経費は、特許使用料その他の発注者の特別の依頼に基づいて必要となる費用及び設計等の業務に附隨して行う検査等を第三者に委託する場合における当該検査に係る費用の合計とする。

(5) 消費税等相当額

消費税等相当額は、消費税法（昭和63年法律第108号）及び地方税法（昭和25年法律第226号）に基づき、設計業務等に課される消費税等の額とする。

3. 3 設計業務等委託料の積算

設計業務等委託料は次式により積算する。

$$\begin{aligned} \text{(設計業務等委託料)} &= (\text{直接人件費}) + (\text{諸経費}) + (\text{技術料等経費}) \\ &\quad + (\text{特別経費}) + (\text{消費税等相当額}) \\ &= (\text{業務価格}) + (\text{消費税等相当額}) \end{aligned}$$

3. 4 設計業務等委託料を構成する費用の算定

(1) 直接人件費

直接人件費は、委託に付する業務に直接従事する技術者の業務人・時間数に、当該技術者の業務能力（技術力、業務処理能力等）に応じた直接人件費単価を乗じたものの総和とし、次式により算定する。

$$(\text{直接人件費}) = \Sigma \{ (\text{業務人} \cdot \text{時間数}) \times (\text{直接人件費単価}) \}$$

(2) 諸経費

諸経費は、次式により算定する。

$$(\text{諸経費}) = (\text{直接人件費}) \times (\text{諸経费率})$$

(3) 技術料等経費

技術料等経費は、次式により算定する。

$$(\text{技術料等経費}) = \{ (\text{直接人件費}) + (\text{諸経費}) \} \times (\text{技術料等経费率})$$

(4) 特別経費

特別経費は、業務内容の実態に応じて算定する。

(5) 消費税等相当額

$$(\text{消費税等相当額}) = (\text{業務価格}) \times (\text{消費税率})$$

※業務価格のうち、課税対象分とする。

附 則

(施行期日)

1 この基準は、平成23年4月1日から施行する。

(基準の廃止)

2 設計監理業務委託料基準（平成19年4月1日施行）は、廃止する。

附 則

この基準は、平成28年4月1日から適用する。

附 則

この基準は、令和2年4月1日から適用する。

附 則

この基準は、令和7年1月1日から適用する。